貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年８月)

８月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	株式会社ミツル（法人番号６４３００００１０７６６９２）　代表者辛奉城	北海道札幌市西区琴似二条４丁目１番２４号	輪厚営業所	北海道北広島市輪厚中央１丁目１４番地１５	R2.08.25	輸送施設の使用停止（６０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他１件	令和元年１２月１９日、新規許可等を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）	６	６
	以下余白									